

指定障害福祉サービス等の運営等に関する「よくある質問集」

《質問No. 凡例》

I : 手続き(届出等) II : 人員基準 III : 設備基準 IV : 運営基準 V : 報酬 VI : その他

質問No.		サービス		項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等	
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別					
I	1	手続き(届出等)	共通	全サービス	指定申請	<p>【回答】</p> <p>事業所の指定は、事業者(法人)に対して行うため、株式会社Aからは廃止届を、株式会社Bからは新規の指定申請をそれぞれ行う必要がある。このとき、株式会社Bが運営する事業所Xには、新たな事業所番号が設定されることとなる。</p> <p>なお、吸収合併の前後において施設・事業所の職員に変更がないなど、実質的に継続して運営されると認められる場合には、指定申請の手続きの簡素化や、報酬上の実績の通算が可能であるため、指定申請に向けた当課との事前協議の際に、状況を申し出ていただきたい。</p>	令和6年6月21日厚生労働省・こども家庭庁事務連絡「障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について」	
I	2	手続き(届出等)	共通	全サービス	変更の届出等	<p>届出に添付する資格証や実務経歴証明書に原本証明は必要か。</p>	【回答】 本市では原本証明までは求めている。	-
I	3	手続き(届出等)	共通	全サービス	変更の届出等	<p>事業所の名称や配置する管理者・サビ児管などを変更する場合、変更の届出はいつまでに行えばよいか。</p>	<p>【回答】</p> <p>指定の内容の変更は、変更があった日から、原則、10日以内に届出を行うこと。</p> <p>なお、事業所の所在地や平面図、定員の変更などは事前に本市にご相談いただいた上での届出となるため、ご留意いただきたい。</p>	<p>障害者総合支援法第46条第1項等</p> <p>児童福祉法第21条の5の20第3項等</p>
I	4	手続き(届出等)	共通	全サービス	変更の届出等	<p>当法人では、事業所を2つ運営している。法人の所在地が変わったが、変更の届出は、まとめて行ってよいか。</p>	<p>【回答】</p> <p>届出は、指定している事業所ごとに行う必要があるため、法人の名称や代表者、所在地の変更のように、複数の事業所で共通の変更事項であっても、事業所ごとに変更届を提出する。</p>	<p>障害者総合支援法第46条第1項等</p> <p>児童福祉法第21条の5の20第3項等</p>
I	5	手続き(届出等)	共通	全サービス	体制届	<p>算定する基本報酬や加算に変更がある場合、体制届はいつまでに提出したらよいか。</p>	<p>【回答】</p> <p>●算定される単位数が増える場合、毎月15日までの届出により翌月から、16日以降の届出により翌々月から、それぞれ算定開始となる。</p> <p>なお、処遇改善加算を年度中途から新たに算定開始する場合は、算定開始月の前々月の末日まで処遇改善計画書の提出が必要であるため、留意されたい。</p> <p>●加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなる事が明らかな場合は、その事実発生日から算定できなくなるため、速やかに届出を行うこと。</p>	<p>指定障害福祉サービス等留意事項通知第一の1(4)、5</p> <p>指定通所支援等留意事項通知第一の1(4)、5</p>
I	6	手続き(届出等)	共通	全サービス	体制届	<p>4月に入ってから体制届を提出した場合、4月1日から新たに加算を算定してよいか。</p>	<p>【回答】</p> <p>4月に入ってから提出により4月から適用が可能となるのは、前年度の実績を踏まえて届け出る必要がある基本報酬及び加算に限られる。</p> <p>したがって、これに該当しない場合は、通常通り、毎月15日までの届出により翌月から、16日以降の届出により翌々月から、それぞれ算定開始となる。設問の届出が事後的に確認された場合には、過誤処理の対象となるため、ご留意いただきたい。</p>	<p>指定障害福祉サービス等留意事項通知第一の1(4)、(5)</p> <p>指定通所支援等留意事項通知第一の1(4)</p> <p>平成19年度Q&A VOL.1 (H20.3.31)問1</p>

質問No.		サービス		項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別				
I	7	手続き(届出等)	日中活動系 施設系・居住支援系	生活介護、 短期入所、 自立訓練(機能訓練)、 自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、 就労継続支援A型、 就労継続支援B型、 共同生活援助、 障害者支援施設	指定更新	当事業所は、4月1日付けで指定更新となる。更新の申請を行う時点では、年度中途であるため、前年度の平均利用者数を算出することができない。どのように算出したらよいか。 【回答】 4月1日付けの指定更新申請の手続きに限り、便宜上、直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日数で除した数により求めることとする。 (例) 令和7年4月1日付け指定更新の場合 令和6年2月～令和7年1月までの期間における平均利用者数を算出 【留意点】 4月以降、実際に人員配置等を行う際には、前年度の平均利用者数を算出すること。	-
I	8	手続き(届出等)	共通	全サービス	指定更新	指定更新の申請を行うとき、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」はいつの時点のものを作成するのか。 【回答】 指定更新月分を作成されたい。	-
I	9	手続き(届出等)	共通	全サービス	情報公表制度	障害福祉サービス等情報公表システムのログインIDとパスワードが分からないので、教えてほしい。 【回答】 本市がシステムの運用に係る事務(一部)を委託している(一社)広島県シルバーサービス振興会に問い合わせいただきたい。 【(一社)広島県シルバーサービス振興会】 電話番号: 082-254-9699 電子メール: pequ001@hiroshima-silver.or.jp	-
I	10	手続き(届出等)	共通	全サービス	連絡用メールアドレス	広島市から、国の通知やお知らせ等の情報をメールで受信しているが、受信するメールアドレスを変更したい。 【回答】 広島市ホームページに掲載している方法により、障害自立支援課へご連絡いただきたい。	広島市ホームページ「連絡用メールアドレスの登録」 https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/398056.html
II	1	人員基準	共通	全サービス	人員に関する基準	常勤換算方法による計算方法を教えてほしい。 【回答】 事業所等の従業員の勤務延べ時間数を、その事業所等において常勤の従業員が勤務すべき時間で除すことにより求める。 (例) 週40時間勤務の常勤職員が2名、週20時間勤務の非常勤職員が1名の場合 (40時間×2名 + 20時間×1名) ÷ 40時間 = 2.5	指定障害福祉サービス解釈通知第二の2(1) 指定障害者支援施設等解釈通知第二の2(1) 指定障害児通所支援解釈通知第二の2(2)
II	2	人員基準	共通	全サービス	人員に関する基準	基準上、単に「1以上」の配置とされている場合、常勤換算方法により1人以上の配置が必要ということか。 【回答】 単に「1以上」の配置とされている場合は、常勤換算方法ではなく実人数で1人以上の配置があればよい。ただし、事業所では、適切なサービス提供ができるよう従業員の勤務体制を確保する必要があるため、利用者の障害の程度や状態像などを踏まえて配置されたい。	平成19年度Q&A VOL.1(19.6.29)問1 指定障害福祉サービス解釈通知第33条 等 指定障害者支援施設等解釈通知第42条 指定障害児通所支援解釈通知第38条 等 指定障害児入所施設等解釈通知第35条 等
II	3	人員基準	共通	全サービス	人員に関する基準	常勤職員は、正規雇用でないといけないのか。 【回答】 常勤とは、各事業所等において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることを言い、正規・非正規等の雇用形態は問わない。	各解釈通知第二の1

質問No.		サービス		項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等	
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別					
II	4	人員基準	共通	全サービス (訪問系・相談系、短期入所を除く)	サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者研修の修了者をサービス管理責任者として配置することはできるか。 また、サービス管理責任者研修の修了者を児童発達支援管理責任者として配置することはできるか。	【回答】 可能である。 【留意点】 サビ管として配置する場合には、サビ管に求められる実務経験を、児発管として配置する場合には、児発管に求められる実務経験をそれぞれ満たす必要がある。	平成31年4月23日厚生労働省事務連絡「サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A等について」問2
II	5	人員基準	共通	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者	サビ児管基礎研修を修了し、実践研修を修了していない者が基礎研修受講に必要な実務経験に加え2年の実務年数を満たす場合、サビ児管として配置してもよいか。	【回答】 原則、実践研修まで修了しなければサビ児管として配置することはできない。 【留意点1】 基礎研修修了者を2人目のサビ児管として配置し、個別支援計画の原案作成に従事させることは可能である。このとき、当該2人目のサビ児管は、サビ児管としての全ての業務ができるわけではない。 【留意点2】 やむを得ない事由によりサビ児管が欠けた場合には、一定の要件を満たすことにより、基礎研修修了者でもサビ児管とみなして配置することができる。この措置の適用を考えている場合には、事前に本市との協議を行うこと。 (参考) 広島市通知「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」	平成18年9月29日厚生労働省告示第540号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」第1号イ(2) 平成24年3月30日厚生労働省告示第230号「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」第2号 令和5年6月30日こども家庭庁・厚生労働省事務連絡「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」
II	6	人員基準	訪問系	行動援護	人員に関する基準	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であれば、従業者として配置してよいか。	【回答】 基礎研修だけでなく、実践研修まで修了していなければ配置はできない。	指定障害福祉サービス解釈通知第三の1(7)①
II	7	人員基準	日中活動系	生活介護	利用者数の算定	令和6年度報酬改定により前年度の平均利用者数の計算方法が変わったが、どのようにして計算するのか。	【回答】 前年度の利用者延べ数を計算する過程で、基本報酬における所要時間の区分に応じて次のとおり計算する。 ①所要時間3時間未満、所要時間3時間以上4時間未満、所要時間4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者 →利用者数に0.5を乗じて得た数 ②所要時間5時間以上6時間未満、所要時間6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者数 →利用者数0.75を乗じて得た数 上記過程により算出した利用者延べ数を開所日数で除することにより前年度の平均利用者数を算出する。	指定障害福祉サービス解釈通知第二の2(5)
II	8	人員基準	日中活動系 障害児通所支援	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス	人員に関する基準	人員配置基準上必要な員数を超過して、2人目のサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)として配置した場合、当該職員は他の職種との兼務が可能か。	【回答】 基準上、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)のうち、1人以上は常勤である必要があるが、この配置が満たされている上で2人目のサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)を配置する場合には、当該職員が他の職種と兼務することは可能である。	指定障害福祉サービス基準省令第50条第6項 等 指定障害児通所支援基準省令第5条第8項 等

質問No.		サービス		項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別				
II	9	人員基準	施設系・居住支援系	共同生活援助	人員に関する基準 夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定するとき、当該夜間支援従事者の勤務時間を世話人又は生活支援員の常勤換算に算入することはできるか。	【回答】 できない。 【考え方】 人員基準では、世話人及び生活支援員は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯において必要な員数を確保することとされている。 一方、夜間支援等体制加算(Ⅰ)では、夜間及び深夜の時間帯を通じて支援に必要な体制を確保する必要がある。	指定障害福祉サービス解釈通知第十五の1(3)② 指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の3(8)⑭
II	10	人員基準	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス	人員に関する基準 基準上、児童指導員又は保育士のうち、1人以上を常勤配置する必要がある。常勤職員が有給休暇等で欠勤の日は、非常勤の職員のみでの配置により営業してもよいのか。	【回答】 サービス提供時間を通じて2名以上の配置がなされるのであれば、差し支えない。 【留意点】 人員基準は、サービス提供時間を通じて常勤職員を配置することまでを求める趣旨ではない。	令和6年度(障害児支援)Q&A (R6.5.17)問4
II	11	人員基準	障害児通所支援 障害児入所施設	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	人員に関する基準 児童発達支援管理責任者の配置に必要な実務経験について、これまでの児童発達支援管理責任者としての経験年数を算入してもよいのか。	【回答】 差し支えない。	平成29年4月3日厚生労働省事務連絡「放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について」
II	12	人員基準	障害児通所支援 障害児入所施設	児童発達支援、放課後等デイサービス	人員に関する基準 児童発達支援管理責任者や管理者を常勤で1名のみ配置しているとき、この職員が有給休暇等を取得した場合には、代替りの職員を配置する必要があるか。	【回答】 労働基準法等に定める休暇を取得する場合に、代替りの児童発達支援管理責任者や管理者の配置は必須ではない。 ただし、その場合にあっても緊急時や事故発生時の対応ができるよう、必要な人員配置や連絡体制を確保すること。	令和6年度(障害児支援)Q&A (R6.5.17)問5
II	13	人員基準	障害児通所支援 障害児入所施設	児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	人員に関する基準 保育士試験合格通知書をもって保育士として配置できるか。	【回答】 保育士として登録された者でなければ配置することができない(保育士証により確認)。	児童福祉法第18条の4 (参考)登録事務処理センターホームページ「保育士の定義」 https://www.nippo.or.jp/hoikushi/center/definition.html
IV	1	運営基準	共通	全サービス	運営規程 運営規程において、従業者の員数を「〇人以上」と記載してよいのか、	【回答】 差し支えない。	指定障害福祉サービス解釈通知第三の3(20)① 等 指定障害者支援施設等解釈通知第三の3(37)① 指定地域相談支援解釈通知第二の2(21)① 等 指定計画相談支援解釈通知第二の2(16)① 指定障害児通所支援解釈通知第三の3(26)① 指定障害児入所施設等解釈通知第三の3(29)① 指定障害児相談支援解釈通知第二の2(16)①

質問No.		サービス		項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等	
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別					
IV	2	運営基準	日中活動系	生活介護、 就労移行支援、 就労継続支援A型、 就労継続支援B型	就労支援事業 会計	法人内の他部門から請け負った業務について、生産活動収入として計上することはできるか。	【回答】 可能である。 【留意点】 取引価格の設定に当たっては、当該業務を法人外部へ委託した場合を参考にするなど、合理的なものとする。また、就労支援事業別事業活動明細書では、それぞれの生産活動収入・生産活動費用に含めて表示すること。	令和4年4月7日厚生労働省事務連絡「「就労支援事業会計の運用ガイドライン」について」 (「就労支援事業会計の運用ガイドライン」4-(3))
IV	3	運営基準	施設系・居住支援系	共同生活援助	利用者負担額等の受領	グループホームの体験利用者から受領する食材料費や家賃、光熱水費等の金額設定はどのようにしたらよいか。	【回答】 利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額を設定する。	指定障害福祉サービス解釈通知第十五の3(3)②
IV	4	運営基準	施設系・居住支援系	共同生活援助	利用者負担額等の受領	利用者から受領した食材料費が余ったので、事業所内のレクリエーションの費用等に充ててもよいか。	【回答】 食材料費として徴収したものは、他の用途に充てることは認められない。徴収した額に残額が生じた場合は、精算して利用者へ返還したり、今後の食材料費に充てるなど適切に取り扱うこと。なお、光熱水費や日用品費についても、同様である。	指定障害福祉サービス解釈通知第十五の3(3)③ 令和5年10月20日厚生労働省事務連絡「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」
IV	5	運営基準	日中活動系 施設系・居住支援系 障害児通所支援 障害児入所施設	療養介護、 生活介護、 短期入所、 施設入所支援、 自立訓練(機能訓練)、 自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、 就労継続支援A型、 就労継続支援B型、 児童発達支援、 放課後等デイサービス、 福祉型障害児入所施設、 医療型障害児入所施設	定員の遵守	定員超過利用減算は、1日当たりの利用実績や過去3月間の利用実績に応じて適用される取扱いとなっている。減算が適用されない範囲内であれば、定員超過してもよいか。	【回答】 原則、利用定員を超えたサービス提供はできない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。 【考え方】 指定基準では、原則、定員を超えた利用者受入を禁止している。なお、慢性的に定員を超過している場合は、定員の変更等を検討すること。	指定障害福祉サービス基準省令第69条 等 指定障害児通所支援基準省令第39条 等
IV	6	運営基準	障害児通所支援	児童発達支援、 放課後等デイサービス	自動車を運行する場合の所在の確認	職員の自家用車を送迎に使用している場合、安全装置を設置する必要があるか。	【回答】 当該車両を日常的に送迎に使用する場合は、設置する必要がある。	指定障害児通所支援基準省令第40条の3第2項 等
IV	7	運営基準	障害児通所支援	児童発達支援、 放課後等デイサービス	自動車を運行する場合の所在の確認	送迎車両の座席が3列以上あるが、3列目は使用しない場合、安全装置は設置しなくてもよいか。	【回答】 児童が確実に3列目以降の座席を使用することがないよう、2列目と3列目の間に柵を設けるなどし、児童が3列目に行くことができない構造となっている場合には設置義務の対象外となる。ただし、装置の設置義務の経緯・趣旨を踏まえ、その判断に当たっては十分慎重に検討されたい。	令和5年1月6日内閣府ほか「『こどものバス送迎・安全徹底プラン』に関する地方自治体向け説明会」
IV	8	運営基準	障害児通所支援	児童発達支援、 放課後等デイサービス	利用者負担額の受領	送迎に要する費用を保護者から徴収することはできるか。	【回答】 できない。 【考え方】 いわゆる「その他の日常生活費」の具体的な範囲は、平成24年3月30日障発0330第31号通知の3に明記されており、送迎に要する費用はこれに含まれない。なお、同通知5で示されている「入退所時の送迎に係る費用」とは、障害児入所施設への入退所時の送迎を指すものである。	平成24年3月30日障発0330第31号通知「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」 3
IV	9	運営基準	相談系	地域移行支援、 地域定着支援、 計画相談支援、 障害児相談支援	運営規程	実施地域で定めた地域以外の地域に住む利用者と利用契約を結んでよいか。	【回答】 差し支えない。通常の実施地域とは、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、これを超えてサービス提供することを妨げるものではない。	指定地域相談支援解釈通知第二の1(21)③ 等

質問No.		サービス		項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別				
V	1	報酬	共通	全サービス (相談系を除く)	処遇改善加算 実績報告の際、賃金改善額が加算額を下回っていたが、どのように処理したらよいか。	【回答】 処遇改善加算の算定要件は、賃金改善額が加算額以上となることであるため、設問のような状況が生じた場合には、不足分を賞与等の一時金として職員に追加配分すること。 これをせずに、賃金改善額が加算額を下回った場合には、算定要件を満たさないため、加算の返還が必要となる。	令和6年7月9日厚生労働省・こども家庭庁事務連絡「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A(第2版)問1-9 平成24年度Q&A VOL.5 (H24.8.31)問19
V	2	報酬	共通	全サービス (相談系を除く)	処遇改善加算 処遇改善加算に係る賃金改善実施期間には、いつからいつまでを設定か。	【回答】 原則、4月(年度の途中から加算の算定を開始する場合には、加算を受けた月)から翌年の3月までを設定する。	平成24年度Q&A VOL.5 (H24.8.31)問6
V	3	報酬	訪問系	居宅介護	基本報酬 利用者に対し身体介護を行った場合、この利用者に対し同じ日に家事援助も行う場合は、2時間以上の間隔を開ける必要があるのか。	【回答】 居宅介護の報酬体系は、同種のサービス類型を1日に複数回提供する場合に、概ね2時間以上の間隔を空けることとしているものである。このため、身体介護と家事援助のように、異なるサービス類型を複数回提供する場合には、間隔が2時間未満となることもあり得るものである。 【留意点】 身体介護を30分、家事援助を30分、身体介護を30分と、これらを連続して提供した場合、最初の身体介護と最後の身体介護とを別々の回数として算定することはできない(この場合、前後の身体介護を合わせて1回として算定する。)	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の2(1)③(一)
V	4	報酬	訪問系	居宅介護	基本報酬 家事援助の提供に当たり、ヘルパーが利用者に代わり買い物に行くことはできるか。	【回答】 可能であるが、日常生活上必要な買い物に限られる点に留意されたい。	指定障害福祉サービス報酬告示1 注3
V	5	報酬	訪問系	居宅介護	基本報酬 事業所Aが居宅介護の支援に入った利用者に対し、その支援の後に2時間の間隔を空けずに事業所Bが居宅介護の支援に入ることはできるか。	【回答】 可能である。	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の2(1)③(一)
V	6	報酬	日中活動系	生活介護	基本報酬 令和6年度報酬改定により、基本報酬を所要時間に応じて算定することとなったが、日々サービス提供に要した時間により算定するのか。	【回答】 個別支援計画に定めた、サービス提供を行うための標準的な時間に基づき算定すること。 なお、当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の利用時間が計画上の標準時間よりも短くなった場合には、計画上の標準時間により報酬を算定して差し支えない。 また、実際の利用時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、計画上の標準時間よりも長くなる場合であって、日常生活上の世話をを行う必要がある場合には、実際の利用時間により報酬を算定して差し支えない。	指定障害福祉サービス等留意事項通知二の2(6)②(一)

質問No.		サービス			項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別					
V	7	報酬	日中活動系	生活介護	基本報酬	障害者支援施設において昼間実施サービスとして生活介護を行う場合、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬を算定できるか。	【回答】 施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できないため、最大で、7時間以上8時間未満での算定となる。 なお、生活介護のみの通所利用者については、個別支援計画に位置付けた標準的な時間に応じて基本報酬を算定することができる。	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の2(6)②
V	8	報酬	日中活動系	生活介護	人員配置体制加算	生活支援員等を1.5:1、1.7:1又は2:1以上配置している場合、人員配置体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定することはできるか。	【回答】 人員配置体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)は、従業者の配置に加え、区分5・区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の60%以上((Ⅲ)にあつては50%以上)であることが要件である。したがって、この割合を満たさない場合、(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定することはできない。	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の2(6)③(一)ア～ウ
V	9	報酬	日中活動系	生活介護	常勤看護職員等配置加算	常勤看護職員等配置加算について、配置している看護職員を4人として届け出ているが、2人になった場合には改めて体制届を提出する必要があるか。	【回答】 常勤看護職員等配置加算は、常勤換算方法で算定した看護職員の員数(小数点以下切り捨て)に応じて算定するため、この数値が変わる場合には届出を行うこと。	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の2(6)⑤
V	10	報酬	日中活動系	生活介護	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算の算定に当たり、直接処遇の職員に看護職員は含まれるか。	【回答】 生活介護で当該加算を算定する場合、対象の直接処遇職員は、生活支援員のみである。	指定障害福祉サービス報酬告示第6の3
V	11	報酬	日中活動系	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援A型、就労継続支援B型	就労移行支援体制加算	就労移行支援体制加算の算定に当たり、利用者がサービス利用を終了後に自営業を始めた場合、就労定着者に含まれるか。	【回答】 「就労定着者」とは、サービス利用を経て企業等に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者を指すため、利用者自ら事業を始めた場合は対象とならない。	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の2(6)⑩・第二の3(4)④・第二の3(5)⑤
V	12	報酬	日中活動系	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	送迎加算	グループホームと生活介護事業所等との間で送迎を行った場合、送迎加算を算定できるか。	【回答】 算定できる。	平成24年度Q&A VOL.5 (H24.8.31)問39 (令和3年度Q&A VOL.1(R3.3.31)一部改正)
V	13	報酬	日中活動系	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	送迎加算	生活介護事業所等から利用者の通院先への送迎を行った場合、送迎加算を算定できるか。	【回答】 この加算においては、事業所から居宅及びその途中の最寄り駅や集合場所への送迎が対象であり、通院のための送迎は対象外である。 ※病院がたまたま集合場所となる場合を除く。	平成27年度Q&A VOL.2 (H27.4.30)問31
V	14	報酬	日中活動系	生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、	食事提供体制加算	当事業所では調理業務を委託しており、施設外で調理されたもの(クックチル方式)を搬入し、食事を提供している。委託先において管理栄養士や栄養士(以下「管理栄養士等」という。)が献立作成や確認に関わっていれば、事業所に管理栄養士等が配置されていなくてもよい。	【回答】 差し支えない。	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の2(6)⑭ 等

質問No.		サービス		項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等	
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別					
V	15	報酬	日中活動系	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、	基本報酬 就労移行支援 体制加算	労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が、障害福祉サービスによる支援を受けて一般就労した場合、いつから就労定着者として扱われるか。	【回答】 労働時間の延長の場合は、支援の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達したときに、それぞれ就労定着者として扱う。	留意事項通知第二の2(6)⑩・第二の3(1)⑭・第二の3(2)⑳・第二の3(3)①・二の3(4)④・第二の3(5)⑤ 令和6年3月29日障障発0329第6号「就労定着支援の実施について」
V	16	報酬	日中活動系	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	欠席時対応加算	欠席時対応加算を算定する日は、実際の利用日数に含めるのか。 例えば、支給決定された日数が月20日で、欠席時対応加算を1日算定した場合、利用することができる日数は19日となるのか。	【回答】 支給量として定められた日数には、実際に利用した日のみを含むため、欠席時対応加算を算定した日については、実利用日に含まない。 したがって、例の場合、20日の利用が可能である。	平成27年度Q&A VOL.1 (H27.3.31)問4
V	17	報酬	日中活動系	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	施設外支援・施設外就労	施設外就労に係る作業を在宅で実施してもよいか。	【回答】 施設外就労は、施設外就労先の企業内で行われるものであり、在宅での作業はこれに当たらない。	平成19年4月2日障障発第0402001号通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」2-2
V	18	報酬	日中活動系	生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	送迎加算	送迎の業務を外部事業者へ委託し、送迎加算を算定することはできるか。	【回答】 可能である。ただし、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象外。	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の2(6)⑩ 等 令和6年度Q&A VOL.6 (R6.10.11)問1
V	19	報酬	日中活動系	短期入所	基本報酬	夕方に短期入所事業所へ入所した場合、当該日は福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)と(Ⅱ)のどちらを算定するのか。	【回答】 (Ⅱ)を算定する。 【考え方】 日中においても短期入所サービスの提供が行われている場合に(Ⅰ)を算定でき、それに該当するかどうかは短期入所事業所における昼食提供の有無により判断する。なお、昼食提供は、日中におけるサービス提供有無を判断するための指標であり、他に判断材料がある場合は、それによることとなる。	平成21年度Q&A VOL.2 (H21.4.1)問12-1 平成21年度Q&A VOL.3(H21.4.30)問9-2
V	20	報酬	日中活動系	短期入所	定員超過特例加算	利用者の保護者が入院予定のため、1週間後から短期入所を利用したいとの連絡があった。しかし、既に他の利用予定が入っているため、定員超過となる。定員超過特例加算を算定できるか。	【回答】 できない。 【考え方】 当該加算の算定対象となる緊急利用は、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に短期入所事業所に対し利用の連絡があった場合の利用である。このため、これより前の利用連絡に係る利用は、緊急利用には当たらない。	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の2(7)⑫
V	21	報酬	日中活動系	就労継続支援B型	目標工賃達成指導員配置加算	①目標工賃達成指導員を他職種と兼務させることはできるか。 ②非常勤の目標工賃達成指導員を複数人配置し、トータルで常勤換算1人以上を満たすことはできるか。	【回答】 ①目標工賃達成指導員は、指定基準で定める人員に加えて配置する必要があるため、管理者や職業指導員などと同時並行的に兼務させることはできない。 ②可能である。	平成21年度Q&A VOL.1 (H21.3.12)問12-3

質問No.		サービス		項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別				
V	22	報酬	施設系・居住支援系	共同生活援助	夜間支援等体制加算	<p>夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定に当たり、A住居に従事者を2名配置するよう届け出ているが、日によっては従事者を1名しか配置できない。1名配置の日の加算算定はどうしたらよいか。</p> <p>【回答】 日ごとの従事者配置数に応じ、異なる夜間支援対象利用者数区分により算定する。</p> <p>(例) 夜間支援対象利用者数を8名として届け出ている共同生活住居の利用者B氏に対し、5/1は1名の従事者により支援が行われ、5/2は2名の従事者によりが行われた場合、5/1は利用者数8名、5/2は利用者数4名の区分でそれぞれ算定する。</p> <p>【留意点】 日ごとで異なる夜間支援対象利用者数区分により国保連請求を行う際、警告メッセージの対象となるが、正しく算出した利用者数区分により請求されたものであれば差し支えない。</p>	平成27年度Q&A VOL.3(H27.5.19)問3
V	23	報酬	施設系・居住支援系	共同生活援助	人員配置体制加算	<p>人員配置体制加算の算定に当たり、夜間支援従事者を加配する「世話人等」に算入することはできるか。</p> <p>【回答】 できない。</p> <p>【考え方】 指定基準により配置すべき世話人及び生活支援員(以下「世話人等」という。)に加え、特定従業者数換算方法により一定数以上世話人等を配置することが必要であり、夜間支援従事者の配置は含まれない。</p>	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の3(8)⑦
V	24	報酬	日中活動系 施設系・居住支援系	生活介護、 施設入所支援	重度障害者支援加算	<p>重度障害者支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)における「支援計画シート等」とは具体的に何を指すか。</p> <p>【回答】 「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障障発0331第8号)1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」を指す。作成に当たっては、こちらで示す様式例を参照されたい。</p>	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の2(2)⑮ ※重度訪問介護
V	25	報酬	施設系・居住支援系	共同生活援助	夜間支援等体制加算	<p>夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する際、夜間支援対象利用者の数は、現在入居している利用者数とするのか。</p> <p>【回答】 共同生活住居ごとに、前年度の平均利用者数の計算方法に準じて算定する。なお、計算の過程において小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入すること。</p> <p>【留意点】 共同生活住居の設置時期が異なる場合、共同生活住居ごとに、設置時期に応じた計算方法により利用者数を算定すること</p>	指定障害福祉サービス等留意事項通知第二の3(8)⑭
V	26	報酬	日中活動系 施設系・居住支援系	短期入所、 共同生活援助	医療連携体制加算	<p>医療連携体制加算(※)の算定に当たり、看護師を1名以上確保する必要があるが、どれくらい勤務時間を確保すればよいか。</p> <p>(※)短期入所は(Ⅸ)、共同生活援助は(Ⅶ)</p> <p>【回答】 基準となる勤務時間は設定されていないが、医療連携体制加算(※)の請求において必要とされる具体的なサービスとしては、 ・利用者に対する日常的な健康管理 ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 等が想定されている。 これらの業務を行うために、当該事業所の利用者の状況等を勘案して必要な時間数の勤務を確保すること。 なお、事業所での勤務実態がなく、単に「オンコール体制」としては、加算要件を満たさない。</p>	平成26年度Q&A(H26.4.9)問34

質問No.		サービス		項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等	
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別					
V	27	報酬	日中活動系 施設系・居住支援系 障害児通所支援 障害児入所施設	福祉専門職員 配置等加算	介護福祉士国家試験に合格した者を介護福祉士として数えてよいか。	【回答】 介護福祉士として登録を行わなければ介護福祉士の名称を使用することはできないため、国家試験の合格のみでは対象外である。 また、社会福祉士及び精神保健福祉士についても同様である。	公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ「資格登録(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士)」 https://www.sssc.or.jp/touroku/qa.html	
V	28	報酬	日中活動系 施設系・居住支援系 障害児通所支援	サービス管理 責任者欠如減算 児童発達支援 管理責任者欠 如減算 個別支援計画 未作成減算	サービス管理責任者欠如減算(児童発達支援管理責任者欠如減算)と個別支援計画未作成減算の両方に該当した場合、それぞれの減算を適用するのか。	【回答】 減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を適用する。	平成30年度Q&A VOL.3 (H30.5.23)問2	
V	29	報酬	障害児通所支援	放課後等デイサービス	基本報酬	放課後等デイサービスの基本報酬において、「休業日」とは土日祝のことを指すのか。	【回答】 具体的には次のものを指し、土日祝に限られるものではない。 ●学校教育法施行規則第 61 条及び第 62 条の規定に基づく休業日(公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日) ●学校教育法施行規則第 63 条等の規定に基づく授業が行われない日(例えば、台風等により臨時休校となる日)又は臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日) 【留意点】 学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合は、休業日の取扱いとなるものではない。	令和6年度(障害児支援)Q&A (R6.5.17)問40
V	30	報酬	障害児通所支援	放課後等デイサービス	基本報酬	ある日の支援において、授業終了後に利用する児童と学校が休業の児童が混在する場合、基本報酬はどのように算定したらよいか。	【回答】 児童が通う学校が休業か否かにより判断する。学校が休業でない児童については、授業終了後(平日)の基本報酬を算定し、学校が休業である児童については、休業日の基本報酬を算定する。	令和6年度(障害児支援)Q&A (R6.5.17)問41
V	31	報酬	障害児通所支援	児童発達支援、 放課後等デイサービス	基本報酬	主として重症心身障害児を受け的事业所において、重心以外の障害児を支援した場合、当該障害児に係る基本報酬はどのように算定するのか。	【回答】 主として重心以外の事業所において重心以外の障害児を支援した場合の報酬を算定する。	指定通所支援等留意事項通知第二の2(1)①(二)、第二の2(3)①(一) 令和3年5月19日厚生労働省事務連絡「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについてvol2」3-(1)

質問No.		サービス		項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別				
V	32	報酬	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算 常勤の管理者が児童指導員を同時並行的に兼務する場合、常勤・専従の児童指導員等として扱うことはできるか。	【回答】 この加算において「常勤・専従」とは、管理者や児童発達支援管理責任者も含めた基準人員が配置されている上で、児童指導員等が加配されている必要があるため、管理者が児童指導員等を兼務している場合には、専従要件を満たさない。この場合には、常勤換算による評価となる。	令和6年度(障害児支援)Q&A VOL.3(R6.5.2)問6
V	33	報酬	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算 専門的支援体制加算 当事業所では、児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算を算定しているが、児童発達支援管理責任者が欠如となった。これらの加算を算定し続けてもよいのか。	【回答】 児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算では、管理者や児童発達支援管理責任者も含めた基準人員が配置されている上で、児童指導員等が加配されている必要があるため、児童発達支援管理責任者が欠如した場合には、算定要件を満たさなくなる。 この場合には、速やかに体制届を提出すること。	令和5年3月30日こども家庭庁事務連絡「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」別紙2問1 令和6年度(障害児支援)Q&A VOL.3(R6.5.2)問6
V	34	報酬	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援	強度行動障害児支援加算 実践研修修了者や中核的人材研修修了者(※放課後等デイサービスのみ)は、基準人員により配置された者でもよいのか。人員基準に加えて該当の職員を配置する必要があるのか。	【回答】 単なる配置で差し支えないため、基準人員の職員や、各種加算での加配職員によることも可能である。また、管理者や児童発達支援管理責任者でも差し支えない。 【留意点】 実践研修修了者が児童発達支援管理責任者である場合には、支援計画シート等に基づく直接支援は、別の者が行う必要がある。	令和6年度(障害児支援)Q&A VOL.1(R6.3.29)問18
V	35	報酬	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス	送迎加算 児童の自宅まで徒歩で送迎に行った場合、送迎加算を算定してもよいのか。	【回答】 送迎に係る経費が生じていないため、算定できない。	平成24年度Q&A VOL.5 (H24.8.31)問110
V	36	報酬	障害児通所支援	放課後等デイサービス	送迎加算 事業所の利用に当たり、児童が通う学校へ迎えに行き、送迎加算を算定してもよいのか。	【回答】 以下のようなケースにおいて算定することは可能であるが、一律的に認める趣旨ではないため、個々の児童の状況等を踏まえた上で判断されたい。実施の際には、障害児支援利用計画(作成されていない場合は、個別支援計画)に必ず位置付けること。 なお、学校との間での送迎を実施する際には、利用児童の本人確認や車両運行時の周辺確認など事故防止のための安全確認を徹底すること。 (算定が可能なケース) 保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、 ①スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。 ②スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の児童・学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。 ③就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。 ④その他、市町村が必要と認める場合(※)。 (※)例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合など。	令和6年度(障害児支援)Q&A (R6.5.17)問36
V	37	報酬	相談系	計画相談支援、障害児相談支援	基本報酬等 居宅介護(障害福祉サービス)と放課後等デイサービス(障害児通所支援)の両方を使う障害児に対し、計画相談支援と障害児相談支援とを一体的に提供している場合、どちらの報酬を算定するのか。	【回答】 障害児相談支援の報酬のみを算定する。 なお、18歳以上の障害者が放課後等デイサービスを利用する場合は、当該利用者を障害児とみなして障害児支援利用計画を作成し、障害児相談支援のみの報酬が算定される。	令和6年4月5日厚生労働省事務連絡「相談支援に関するQ&A」問53

質問No.		サービス		項目	質問内容	回答・考え方・留意点 等	関係法令・通知等	
No.	カテゴリー	サービス体系	サービス種別					
V	38	報酬	相談系	計画相談支援、障害児相談支援	基本報酬	放課後等デイサービスを利用している児童が18歳に達したとき、誕生日を境に計画相談支援から障害児相談支援の利用へと切り替わるのか。	【回答】 障害児通所支援の受給期間は18歳に達した年の年度末までであるため、その期間までは障害児相談支援の利用となる。	令和6年4月5日厚生労働省事務連絡「相談支援に関するQ&A」問69
V	39	報酬	相談系	計画相談支援、障害児相談支援	初回加算	障害児相談支援を利用していた児童が18歳に達し、計画相談支援へと移行した場合、計画相談支援の初回加算を算定することはできるか。	【回答】 可能である。 【備考】 計画相談支援を利用していた障害児が、障害児相談支援を初めて利用する場合も障害児相談支援での初回加算を算定することができる。	平成30年度Q&A VOL.1 (H30.3.30)問81
V	40	報酬	相談系	計画相談支援、障害児相談支援	サービス提供時モニタリング加算	サービス提供時モニタリング加算の算定に当たり、相談支援専門員1人当たりの件数はどのように算出するのか。	【回答】 当該月の実施件数(最大39件まで)とする。 【留意点】 取扱件数は前6月平均により算出するものであり、それぞれ算出方法が異なるので、留意されたい。	平成30年度Q&A VOL.1 (H30.3.30)問88
V	41	報酬	相談系	計画相談支援、障害児相談支援	医療・保育・教育機関等連携加算	福祉サービス等提供機関の職員との間で実施する面談・会議については、どのような機関が対象となるのか。	【回答】 原則、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関に限る。 ただし、サービス等利用計画に新たに福祉サービス等を位置付ける予定である場合や、急遽利用者等に状況の変化が生じた場合であって、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議を行う必要が生じた場合には、対象とすることができる。	令和6年度Q&A VOL.1 (R6.3.29)問67
V	42	報酬	相談系	計画相談支援、障害児相談支援	精神障害支援体制加算 高次脳機能障害支援体制加算	精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算(I)の対象となる障害者は、どのようにして確認したらよいか。	【回答】 ●原則、診断書や診療情報提供書等により、医師の診断を文書で確認する。 ●精神障害者の場合には、精神保健福祉手帳や自立支援医療(精神通院医療)の受給者証による確認も可能である。 ●また、医師の診断が明確に確認できる看護サマリー、リハビリテーション計画等の文書により確認しても差し支えない。	令和6年度Q&A VOL.1 (R6.3.29)問70
VI	1	その他	日中活動系	就労継続支援A型、就労継続支援B型	その他	サービスの利用に当たり、以下のものとの併用は可能か教えてほしい。 ・アルバイトとの併用 ・他サービスとの併用 ・別の事業所との併用	【回答】 障害自立支援課自立支援係(TEL:082-504-2148)又は各区福祉課へ個別に問い合わせいただきたい。	-